

公開質問状の回答（市教委教職員人事課 長井氏よりの口頭での回答）

2021年9月30日

- 1 私たちは、今回の市教委の施策が、感染症対策を保護者の選択に委ね、感染を自己責任に帰する危険性をはらんだものであるとともに、コロナ感染を広げてしまう恐れがあると考えます。市教委は感染を抑える施策をどのように考えているのか。また、子どもたちや教職員のいのちと健康を第一にした施策はできなかったのか。「学びを止めない」ことはいのちを守ることより大切なのか。市教委の見解を求めます。

回答

<指導1課>

学校は、学習機会の保障のみならず、全人的な発達や成長を保障する役割や、子どもたちの居場所、セーフティネットなど身体的、精神的な健康を保障する役割をも担っている。この役割の重要性を鑑み、市立学校では、「新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル(2021.3.23 第6版)」等により、感染防止対策に万全を期して学校の教育活動を継続し、学校における通常授業とタブレット等を活用した自宅での同時双方向のオンライン授業を併せた「ハイブリッド授業」を実施している。これは、児童生徒の心身の健康と学習保障の両立を図る上で、現在考える最善の方法であると考えます。

- 2 私たちに寄せられた保護者の声で最も多かったものは、自宅でのリモート授業を選択した者が出席停止になる事に納得できないというものだった。高校や大学では、リモート授業でも単位が取れ、当然出席扱いになる。義務教育でも福岡市や北九州市は出席扱いとしている。新聞報道によれば、文科省が不登校や長期欠席の場合、一定の要件を満たせば校長判断で「出席」扱いにできるという通知を出しており、同じオンライン授業を受け、不登校児は出席、登校自粛は出席停止では保護者の理解を得られないとの理由からで、北九州市の担当は「市の子どもは市が責任を持つ」とまで言っている。なぜ、さいたま市は出席扱いにできないのか。

回答

<指導1課>

コロナ禍におけるオンライン授業については、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び令和3年2月19日の文部科学省通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」により、登校できなかった日数は、「欠席日数」とせず、「出席停止」として記録することになっている。直接文部科学省にも問合せ、出席扱いにできないことを確認している。

- 3 成績評価について、オンライン授業参加者をどのように評価するのか。実技教科では対面授業に参加しないと評価が下がるのか。登校者には感染不安をリモート者には成績に反映される不安を与えている。どちらを選んでも不利益を被るような授業体制についてどのように考えているのか。また、参加の判断と責任を家庭に押しつけたことによる保護者の苦悩や迷いをどのように考えているのか。

回答

<指導1課>

市立学校では、対面かオンラインかに関わらず、児童生徒に対して、指導計画に適切に位置付いた授業を行っており、一人ひとりの学習状況や成果について丁寧に把握し、必要に応じて個別に追加の学習課題を設定するなどしてきめ細やかな学習支援を行っていることから、不利益を被ることはない。

また、本市の「ハイブリッド授業」は、通常登校を希望する児童生徒には学校での通常授業、登校を控えることを

希望する児童生徒には同時双方向のオンライン授業を柔軟に行うことで、家庭の多様なニーズに応えることができたと考える。

4 ネット環境のない家庭に対して、この時期までSIMカードや通信費の家庭負担を明確にしなかったのはなぜか。また、公教育にもかかわらずこのような家庭負担を強いることについてどう考えているのか。

回答

<教育研究所>

- ・年度当初より、端末の持ち帰りを実施するタイミングで、wi-fiルータの貸し出しを行う予定でいました。そのため、今回のハイブリッド授業の開始のタイミングで、明確にしたところです。
- ・通信費が市の負担となると、私的利用と学習利用の判断が困難であり、公平性が保てなくなると考え家庭負担としています。なお、教育にかかる費用の負担が困難なご家庭の方々については、就学援助制度に「オンライン学習通信費」を支給項目として追加し、支援をしています。

5 夏休み明けのコロナ対策で、「ハイブリッド授業」を除いては、今まで実施してきたものと変わらないと考える。市教委としてこの夏休みに対策を強化した事具体例を示してほしい。また、「ハイブリッド授業」については校長会への提案もなしに現場に下ろされている。誰がいつどのように検討し決定したのか。その経緯を明らかにしてほしい。

回答

<健康教育課>

- ・国庫補助事業「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、各学校の実情に応じて必要な感染症対策用品の購入予算を配当しております。
- ・学校内での感染拡大を防止するため、児童生徒及び同居の家族に風邪症状が見られる場合は登校を控えるよう、学校安心メールで全保護者あて通知しました。
- ・12歳以上のワクチン接種が開始されることに伴い、接種を希望する生徒が速やかに接種できるよう、出欠等の取扱いについて、各学校長あて通知しました。
- ・「臨時休業等の目安」を各学校に通知し、校内での感染拡大を防止するため、保健所の積極的疫学調査結果を待たずに臨時休業ができるよう、判断基準を明確にしました。

<指導1課>

8月18日(水)に開催された本市の新型コロナウイルス危機対策本部員会議において、本部長である市長より、「8月26日から始まる新学期においては、教育委員会事務局は適切な感染防止策を講じた上、学習活動を工夫し、可能な限り教育活動を実施していくこと」との指示があった。

8月20日(金)の文部科学省通知「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」を受け、新型コロナウイルスの感染拡大に最大限の警戒感をもった対応が求められる中、児童生徒の心身の健康と学習保障の両立を図った2学期の市立学校における教育活動の在り方について、教育委員会事務局において検討を重ねた。

8月24日(火)に、「新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び学校の教育活動について(通知)」を教育長が決裁した。

6 「ハイブリッド授業」を巡っては学校間での対応に温度差がある。例えば、「できる限り登校をするように。オンラインはしないように。」というところもあれば、「みんな、できればオンラインで」等の指示が出されている。このような実態をどう考えているのか。

回答

<指導1課>

オンライン授業は、各学校の実態に応じて、柔軟に実施されたものと認識している。

7 どの職場でもワクチン接種、PCR検査と待機期間（家族も含めて）、体調不良などで教員が出勤できない状況がある。今後感染拡大による学級閉鎖等が生じた場合も当該学級の担任や学校職員が出勤できない事が予想され、学校全体の「ハイブリッド授業」が実施困難になることがあり得る。その場合、市教委は、学校や保護者に対してどのような対応をするのか。また、感染が広がり休校等の措置をとらなければならなくなったときに、全面オンライン授業を行うことがあるのか。その際、どうしても子どもを預けて働かなくてはならない家庭に対して、昨年度の分散登校の時のように子どもを学校で預かり面倒をみる、または、午前中から学童保育所を開所してもらおう等の措置を検討しているのか。

回答

<指導1課>

各学校では、感染症対策に万全を期して学校の教育活動を継続することを基本方針とし、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、柔軟に対応している。

また、感染拡大により休校等の措置をとらざるを得ない場合の対応については、全校のオンライン授業の実施や児童生徒の学校施設での受入れ、放課後児童クラブへの対応依頼などの措置について検討した。

8 「ハイブリッド授業」を行うに当たって、私たち教職員に2日の準備期間しか与えられなかったのはなぜか。教職員の準備を考慮した計画的な提示はできなかったのか。また、機材やネットワーク環境の不足・不備、十分な人的配置をしない中での実施で、教職員の超過勤務につながると考えなかったのか。私たち教職員の働き方を考慮していたのか。

回答

<指導1課>

教育委員会では、学校がICTを活用した学びの改革について自走する仕組みづくりに取り組んでおり、年度当初からの計画的な研修の実施やICTを活用した授業の推進により、教職員も児童生徒もオンライン授業の実施に向けて十分準備ができていたと考えている。

また、実際に導入するにあたっては、教育委員会が提供した学校向けのオンライン授業の手引き等を活用しながら、校長のリーダーシップの下、エバンジェリストが中心となって校内で研修会を開催するなど、各学校の実態に応じた主体的な取り組みが行われたと認識している。

各学校におけるハイブリッド授業に向けた迅速かつ献身的な対応には、頭が下がる思いであり、心から感謝している。